

## 山口市立図書館の利用制限に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口市立図書館条例施行規則（平成17年山口市教委規則第38号。以下「規則」という。）第13条に定めるもののほか、山口市立図書館（以下「図書館」という。）の利用制限について、必要な事項を定めるものとする。

(利用の停止等)

第2条 利用の停止等とは、規則第8条の貸出期間内に図書館資料（以下「資料」という。）を返却せず、かつ督促の連絡を受けながら返却をしなかった利用者（以下「延滞者」とする。）に対し、図書館の利用について一定の利用制限を加えることをいう。

(制限の範囲)

第3条 館長は、延滞者に対して、別表の規定により図書館における利用サービスを制限することができる。

(特例)

第4条 前条の規定にかかわらず、特にやむを得ない事情等があったと館長が認めた場合は、その制限を免除することができる。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

延滞期間	利用制限	
	当該延滞にかかる資料を返却するまでの間の制限	当該延滞にかかる資料を返却した後の間の制限
1日以上60日未満	制限なし（ただし連絡不能の場合を除く）	制限なし
60日以上180日未満	新規貸出の停止	制限解除の申出日の翌日から1月間の貸出停止
180日以上		制限解除の申出日の翌日から3月間の貸出停止

備考

新規貸出の停止制限解除については、貸出限度冊数以内でも、全ての返却が完了しなければ解除及び貸出を認めない。